

ID: 58

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	聖籠町蓮のギャラリー等条例施行規則 第4条		
例規番号	平成11年 教育委員会規則第3号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用の許可) 第四条 教育委員会は、前条の規定に基づく申請を適当と認めるときは、蓮のギャラリー等使用許可書(別記様式第二号)を申請者に交付するものとする。</p> <p><b>【基準】</b> 設置目的(町民の芸術と文化の向上に資する)に合致するとき。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日